

○厚生労働省告示第三百五十二号

薬事法施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）第一条第三項第五号の規定に基づき、薬事法施行規則第一条第三項第五号の規定に基づき特別の注意を要するものとして厚生労働大臣が指定する第二类医薬品（平成二十一年厚生労働省告示第二百二十号）の一部を次のように改正し、平成二十六年十二月七日から適用する。

平成二十六年九月十二日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

無機薬品及び有機薬品の項中第五十一号を第五十二号とし、第四十三号から第五十号までを一号ずつ繰り下げ、第四十二号の次に次の一号を加える。

四十三 ベクロメタゾンプロピオン酸エステル